

クレーン運転業務特別教育(全課程)開催のご案内

クレーン等安全規則第21条第1項で義務づけられております「つり上げ荷重が5t未満のクレーン（ホイスト含む）運転の業務」についての特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びに案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和7年9月25日（木）及び26日（金） 9時から
2. 開催場所 周南市瀬戸見町15-1 山口県立東部高等産業技術学校
3. 教育時間割

期 日	時 間	科 目	時 間
9月25日	8:30～11:40	クレーンに関する知識 【昼休憩50分】	3時間
	12:30～15:40	原動機及び電気に関する知識	3時間
9月26日	8:30～10:40	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
	10:50～11:50	関 係 法 令 【昼休憩50分】	1時間
	12:40～16:50	クレーンの運転及び運転のための合図（実技）	4時間

4. 受講料 会員 11,000円（税込み） 非会員 13,200円（税込み）
5. テキスト代 「クレーンの運転」改訂3版 定価 1,705円（税込み）
6. 受講定員 30名 但し、10名に達しない場合、開催を中止させていただくことがあります。
7. 申込期限 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。
8. 申込方法 電話でまず、ご予約をお願い致します。（受付時間8:30-12:00 13:00-17:00）
【窓口での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて下松支部までお申し込みください。
【郵送での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、返信用封筒を同封の上下松支部へ郵送して下さい。（宛名記入・切手貼付の封筒）
「受講票・日程表・請求書」を返送します。振込先は、請求書に明記。
* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。

9. 申込先 〒743-0023 光市光ヶ丘4番6号

一般社団法人山口県労働基準協会下松支部(Tel:0833-44-9810)

10. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 実技教育がありますので、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋（軍手）着用で受講してください。
- (4) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

（お願い）

『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）』のご利用にあたっては、受講開始日の1週間前までに計画届の提出が必要です。詳しくは管轄の労働局にご確認ください。